

# 医療費控除を受けられる方へ



確定申告書はご自分で記入してください。記載例は裏面にあります。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために平成20年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます（※1）。

$$\left( \text{平成20年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left( \begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

## 1 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師、歯科医師による診療や治療の対価</li> <li>○ 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価</li> <li>○ 助産師による分べんの介助の対価</li> <li>○ 医師等による一定の特定保健指導の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通院費</li> <li>・ 医師等の送迎費</li> <li>・ 入院の対価として支払う部屋代や食事代</li> <li>・ 医療用器具の購入や賃借のための費用</li> <li>・ 義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用</li> <li>・ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの</li> <li>・ 6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの（※2）</li> </ul> </li> <li>○ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価（※4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用</li> <li>○ 健康診断の費用（※3）</li> <li>○ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金</li> <li>○ 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親族に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用</li> <li>○ 医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼</li> </ul>

- ※1 医療費は、平成20年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。
- ※2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年日以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。  
なお、この「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書は確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- ※3 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。
- ※4 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価についての医療費控除の取扱いは次の表のとおりです。

### 【施設サービスの対価についての医療費の取扱い】

医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	①日常生活費 ②特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

### 【居宅サービスの対価についての医療費の取扱い】

サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス	左記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス	医療費控除の対象外となる居宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問看護</li> <li>○ 介護予防訪問看護</li> <li>○ 訪問リハビリテーション</li> <li>○ 介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○ 居宅療養管理指導</li> <li>○ 介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○ 通所リハビリテーション</li> <li>○ 介護予防通所リハビリテーション</li> <li>○ 短期入所療養介護</li> <li>○ 介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除きます。）</li> <li>○ 夜間対応型訪問介護</li> <li>○ 介護予防訪問介護</li> <li>○ 訪問入浴介護</li> <li>○ 介護予防訪問入浴介護</li> <li>○ 通所介護</li> <li>○ 認知症対応型通所介護</li> <li>○ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>○ 介護予防通所介護</li> <li>○ 介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○ 介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○ 短期入所生活介護</li> <li>○ 介護予防短期入所生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>○ 介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>○ 特定施設入居者生活介護</li> <li>○ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○ 介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○ 福祉用具貸与</li> <li>○ 介護予防福祉用具貸与</li> </ul>

## 2 保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

- (1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- (2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金  
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

- ※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。
- ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。  
後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続により訂正することとなります。

### ● ご注意

この控除を受ける場合は**医療費の領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります**（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、「領収書等」には当たりませんのでご注意ください）。

なお、医療費の支払先が多い場合や支払った医療費の額が高額な場合には、「医療費の明細書」も添付又は提示してください。

（注）後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示（申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封）してください。

○ お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。

申告書の作成は、パソコンで！！国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に提出できます。でもちょっと待って！

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

- ① 最高5,000円の税額控除
- ② 添付書類を提出省略
- ③ 還付金がスピーディー

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

# 給与所得者の医療費控除用の記載例

この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、医療費控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や医療費控除以外の各種控除額が年末調整を受けたものと異なる方は、「確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。

## 【設例】

○ 青色の番号を付した金額などを申告書の同じ番号を付した欄に転記します。

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
〇〇市△△町×-××-×		国 税 太 郎	
種別	1	支払金額	2
給料・賞与	6	800,000	4,920,000
控除対象配偶者の有無等	3	所得控除後の金額	4
有	2	2,490,392	145,400
控除対象配偶者の有無等	5	所得控除の合計額	6
有	2	895,392	50,000
源泉徴収税額	7	25,000	0
支払者	住所又は居所	氏名又は名称	(電話)
春子・一郎・梅子	〇〇区〇〇×-×-×	〇〇産業株式会社	××-××××-××××

○ 「給与所得の源泉徴収票」は、原本を申告書に添付して提出しなければなりません。

## 平成20年分の所得税の確定申告書A

FA0014

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国 税 太 郎

性別 男

生年月日 3/4/21

所得金額 給与 4,920,000

収入金額等 給与 4,920,000

所得金額 給与 4,920,000

所得から差し引かれる金額 基礎控除 2,490,392

医療費控除 200,000

寄附金控除 0

合計 2,690,392

課税される所得金額 2,229,000

上の②に対する税額 125,400

配当控除 0

源泉徴収税額 145,400

申告納税額 0

還付される税金 200,000

- 1 収入金額等
- 2 所得金額
- 3 所得から差し引かれる金額
- 8 医療費控除

第一表 平成二十年分以降用

赤字の場合は「0」と記入します。

4

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまに記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 3枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならってマス目の中にていねいに記入します。
- 訂正する場合は、記入例②にならって訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入します。

記入例①

すきまをあける  
縦線1本

上に突き抜ける  
角をつくる  
閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

80000  
70000

- 「平成〇〇年分」には、「20」と記入します。フリガナの濁点「・」や半濁点「゜」は一字分とし、姓と名の間は一字あけて記入します。
- 「生年月日」には元号に対応する次の数字、年月日（各数字2桁）の順に記入します。【 明治：1 大正：2 昭和：3 平成：4 】

平成20年分 所得税の税額表〔求める税額＝(A)×(B)－(C)〕

(A)課税される所得金額	(B)税率	(C)控除額
1,000円から 1,949,000円まで	0.05 (5%)	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	0.1 (10%)	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	0.2 (20%)	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	0.23 (23%)	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	0.33 (33%)	1,536,000円
18,000,000円以上	0.4 (40%)	2,796,000円

《計算例》 「課税される所得金額」が2,229,000円の場合の税額  
2,229,000円 × 0.1 - 97,500円 = 125,400円

平成20年分 医療費の明細書

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国 税 太 郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳	左の7号生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国 税 春 子	妻	〇〇市△△町 〇〇病院	〇〇 450,000円	250,000円
一 郎	子	〇〇市△△町 ××医院	〇〇 100,000円	
合 計			A 550,000	B 250,000

【控除額の計算】

支払った医療費 550,000円

保険金などで補てんされる金額 250,000円

差引金額 (A) - (B) 300,000円

所得金額の合計額 4,920,000円

(D) × 0.05 (赤字のときは10%) 246,000円

(E) と10万円のいずれか少ない方の金額 100,000円

医療費控除額 (C) - (F) 200,000円

※ 医療費の領収書をこの封筒に入れてください。

確定申告書、給与所得の源泉徴収票等は、この封筒には入れないでください。

- 還付される税金の受取りに当たって、振込みを希望する場合は次により記入します。
  - 銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類（該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けます。）及び口座番号を記入します。
  - ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
- ※ 平成21年1月から開始された他の金融機関との振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分の5桁以降（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）は記入しないでください。
- ※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみを記入してください。預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や、名義が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。
- ※ インターネット専用銀行は、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。
- ※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

- 「別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所」欄には、控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。
- 「配当に関する住民税の特例」欄には、「配当所得の金額(申告書第一表の③)」と「確定申告不要制度を選択した未上場株式の少額配当等」の合計金額を記入します。
- 「非居住者の特例」欄には、平成20年中の非居住者(国内に住所を有しない方をいいます。)であった期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税で源泉分離課税された金額を記入します。

平成20年分の所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国 税 太 郎

所得の内訳 (源泉徴収税額)

給与 6,800,000円

源泉徴収税額 145,400円

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除 0円

小規模企業共済等掛金控除 0円

一般の保険料の計 0円

地震保険料の計 0円

配偶者の氏名 国 税 太 郎

配偶者控除 0円

扶養親族の氏名 国 税 太 郎

扶養控除額 0円

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類 雑所得 収入金額 必要経費等

雑所得 0円

雑損控除 0円

特別適用条文等

住民税に関する事項

給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額 0円

寄附金の控除 0円

医療費控除 200,000円

寄附金 250,000円

税理士 署名押印